デジタル障害者手帳「ミライロIDの利用者」の皆様へ　2026年版

障害のある方が
ご加入しやすい保険です

ミライロ保険〈がん保険〉

団体総合生活保険（がん補償）

ミライロ保険〈がん保険〉は「ミライロID」に障害者手帳を登録されている方がご加入できる、
障害のある方のためのがん保険です!

35～39歳なら　月660円で　ご加入できるプランもあります。　あなたの保険料を
ぜひご確認ください!

らくらくアクセス!

《イーチョイス》

新：ネット募集システム　e-CHOICE

平日夜間、休日もお手続きいただけます。**ご自宅**での**お手続きも可能**です！

2026年2月28日までに手続きする場合はこちら

http://ezoo.jp/ds2/A010994A00022604

2026年3月1日以降に手続きする場合はこちら

http://ezoo.jp/ds5/A010994A000226042511

※上記QRコードまたはURLにアクセスの上、情報を入力いただければ、すぐにご加入手続きができます。
※一部Webでご加入できないケースがあります。詳しくは8ページをご確認ください。

保険期間	2026年4月1日午後4時から、2027年4月1日午後4時まで
加入締切	2026年2月28日　※保険期間中の中途加入も毎月受付します。
中途加入の補償期間	加入手続きの2ヵ月後の1日午後4時から、2027年4月1日午後4時まで
加入方法	7ページをご確認ください。
保険料払込方法	口座引落・月払 初回口座振替日 2026年6月27日以降毎月27日*に振り替えします（土日祝日の場合は翌営業日）。 * 補償開始月の2ヵ月後から振り替え開始となります。

今回更新いただく内容に一部改定があります。補償内容・保険料等の主な改定点は「団体総合生活保険　商品改定のご案内」のとおりとなりますので、今年度の募集パンフレット等とあわせてご確認ください。

引受保険会社　東京海上日動火災保険株式会社

目　次

もしものがんのリスクに備えて …… 2

ミライロ保険〈がん保険〉の特長 …… 3

保険の対象となる方（被保険者） …… 4

手厚い補償内容 …… 4

プラン内容【保険金額・保険料表】 …… 5

お手続き方法 …… 7

よくあるご質問 …… 9

サービスのご案内 …… 11

補償の概要等 …… 12

重要事項説明書 …… 14

ご加入内容確認事項 …… 18

お問い合わせ先 …… 裏面

もしものがんのリスクに備えて…

ご存知ですか?
2人に1人*1が、がんと診断されています

*1　出典:国立がん研究センターがん情報サービス最新がん統計(2019年データに基づく)

一生のうち、おおよそ2人に1人が、がんと診断されています。
また女性は30代後半から、男性は40代以降、年齢に比例してがんのリスクが高くなります。

日本人が一生のうちにがんと診断される確率

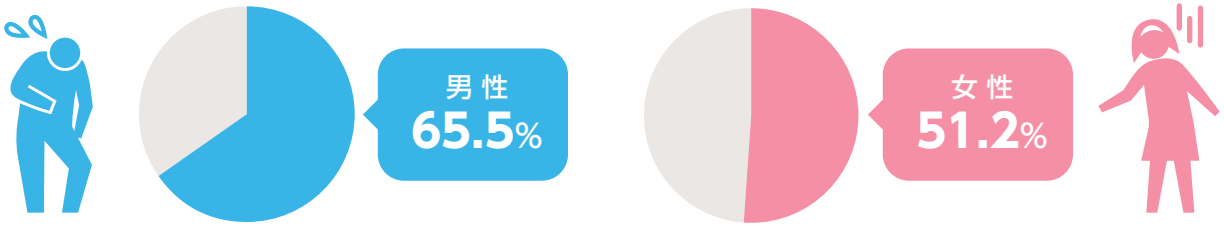

さらに、
49.4%*2の人が、がんになった後、収入が減っています

*2　出典:東京都福祉保健局2019年「がん患者の就労等に関する実態調査」報告書

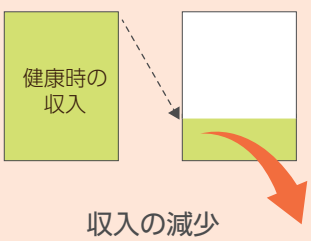

収入の減少

転職や休職

勤務時間の制限

体力の低下

他にもこんな悩みがあります。

増加する支出

高額な治療費

副作用や後遺症

入院や通院の長期化

だから、がんへの備えが必要です

ミライロ保険〈がん保険〉の特長

特長1 障害のある方もご加入しやすくなっています

告知内容に該当がなければ、障害のある方もご加入できる「がん保険」です。
※健康状態の告知そのものが不要となっているわけではありません。告知いただいた内容によっては、ご加入をお断りすることがあります。

特長2 代理手続き、代理告知が可能です

保険の対象となる障害のある方（被保険者）の代理として、親権者、ご親族、成年後見人、保佐人・補助人、施設職員・従業員*1が被保険者の健康状態を確認したうえで、代理で手続き、告知ができます。
*1 被保険者が入所する施設の職員・従業員等。

特長3 保険期間（ご契約期間）の初日より保険金のお支払いが可能です

保険期間の**初日より**保険金支払いが可能なため、安心してご加入いただけます。
待機期間（保険金をお支払いしない期間）はありません。

障害のある方を対象とした保険に関するアンケート調査

Q 保険の加入を検討する際に困ったこと（不便と感じたこと）はありますか?

A 約**60%**の方が**困ったことがある**と回答

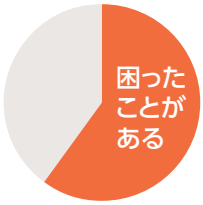

Q 障害のある方のための専用がん保険があったらよいと思いますか?

A 約**80%**の方が**あったらよい**と回答

ミライロは障害のある方（障害者手帳保有者）に保険に対するアンケート調査を行いました。731名が答えたその結果によれば、「保険の加入を検討する際に困ったこと、不便と感じたことはありますか?」という質問に対して、約60%の方が困ったことがあると回答しています。
こうしたお声をもとに、ミライロ保険〈がん保険〉をご用意しました。ミライロIDが目指しているのは、障害のある方への選択肢の拡充です。これまで「できなかったこと」「あきらめていたこと」が、ミライロIDをとおして、できるようになる、選択できるようになることを目指しており、障害のある当事者からもニーズの高い保険において実現できたことを嬉しく思います。

株式会社ミライロ　代表取締役社長　垣内 俊哉

保険の対象となる方（被保険者）

デジタル障害者手帳「ミライロID」をダウンロードして、障害者手帳を登録されている方（ミライロIDの利用者）がご加入できます。詳しくは7ページをご確認ください。

「保険の対象となる方（被保険者）ご本人*1」としてご加入いただける方
①ミライロIDの利用者　②ミライロIDの利用者の配偶者*2　③ミライロIDの利用者のお子様
④ミライロIDの利用者と配偶者*2のご両親　⑤ミライロIDの利用者と配偶者*2のご兄弟
⑥ミライロIDの利用者と同居されているご親族（6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます（配偶者を含みません。））

*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方（被保険者）ご本人」として記載された方をいいます。
*2 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。なお、以下の要件を全て満たすことが書面等により確認ができる場合に限ります。婚約とは異なります。
①婚姻意思*3を有すること。 ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。
*3 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

手厚い補償内容　充実補償プラン

初期のがんでも、再発・転移しても…がんのリスクに備えて、充実の補償をご用意しました!

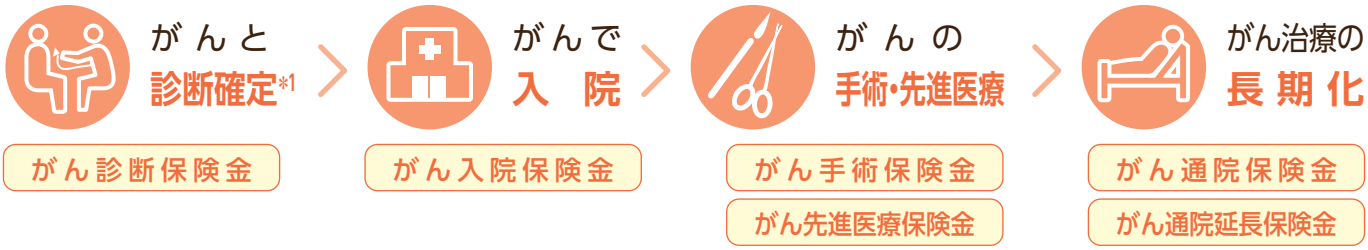

基本補償

がん診断保険金
がんと診断確定*1されたときに、保険金（一時金）をお支払いします。なお、継続前契約で既に診断確定されたがんが一旦治ゆした後の再発・転移や、新たながんが生じたときでも保険金をお支払いします。*2

がん先進医療保険金
がんで先進医療*4を受けたときに、保険金をお支払いします。

がん入院保険金
がんで入院（日帰り入院も含む）をしたときに、保険金をお支払いします。

がん手術保険金
がんで所定の手術*3をしたときに、手術の種類に応じて保険金をお支払いします。

がん通院保険金・がん通院延長保険金
①がんで入院（日帰り入院も含む）をしたときに、その前後の通院に対して、保険金をお支払いします。
②がんで三大治療（手術、放射線治療、抗がん剤治療）のための通院をしたときに、入院の有無にかかわらず保険金をお支払いします。
※1回の入院（日帰り入院を含む）の原因となったがんの治療のための通院について、425日を限度とします（②に該当する場合は、通院日数の限度はありません）。

オプション補償

がん生活支援保険金
以下の場合に、毎年1回、最大で10年間（10回）にわたり保険金をお支払いします。
①がんと診断確定されたとき（第1回がん生活支援保険金）
②てん補期間*5中に、がんの治療を直接の目的として毎年所定の治療*6を受けたとき（第2回以後がん生活支援保険金）

がん重度一時金
がんで所定の重度状態（がんの進行度がステージⅣに該当すると診断確定された状態）となったときに、保険金（一時金）をお支払いします。

がん成年後見費用等補償特約
被保険者ががんで所定の重度状態となったときに、（ア）親族を成年被後見人等とする成年後見人等が選任された場合または（イ）親族を本人とする任意後見契約を締結した場合は、被保険者またはその親族が保険期間中に13ページに記載されている費用を負担することによって被る損害に対して、その費用の負担者に保険金をお支払いします。

*1 がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。
*2 支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは保険金をお支払いできません。
*3 時期を同じくして*7 2種類以上の手術を受けた場合には、倍率の最も高い手術についてのみ保険金をお支払いします。手術保険金のお支払い額は、手術の種類に応じてがん入院保険金日額の10倍・20倍または40倍となります。
*4 対象となる先進医療については、13ページ「がん先進医療特約」をご確認ください。
*5 がんと診断確定された日から10年後の応当日の前日までの期間をいいます。
*6 所定の治療については、13ページ「補償の概要等」をご確認ください。
*7 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。

●保険金をお支払いする主な場合については、12ページ「補償の概要等」をご確認ください。

プラン内容【保険金額・保険料表（1口あたり

充実補償プラン

おすすめ

補償の詳細は4ページ	Aプラン	Bプラン	Cプラン	Dプラン	Eプラン
	保険金額				
がん診断保険金額	50万円	100万円	50万円	100万円	50万円
がん入院保険金日額	5,000円	1万円	5,000円	1万円	5,000円
	1日につき		1日につき		1日
がん手術保険金額	5・10・20万円	10・20・40万円	5・10・20万円	10・20・40万円	5・10・20万円
	手術の種類により		手術の種類により		手術の
がん通院保険金日額	2,500円	5,000円	2,500円	5,000円	2,500円
	1日につき		1日につき		1日
がん通院延長保険金日額	2,500円	5,000円	2,500円	5,000円	2,500円
がん先進医療保険金額	500万円限度		500万円限度		500
がん生活支援保険金額	—	—	第1回 10万円、第2回以後 30万円		—
がん重度一時金額＋がん成年後見費用等保険金額	—	—	—		100
					10
年　齢	保険料（月額）				
5－9歳	220円	280円	270円	330円	240円
10－14歳	250円	320円	330円	400円	270円
15－19歳	230円	290円	290円	350円	250円
20－24歳	220円	290円	250円	320円	240円
25－29歳	350円	560円	430円	640円	380円
30－34歳	570円	960円	720円	1,110円	620円
35－39歳	870円	1,570円	1,180円	1,880円	960円
40－44歳	1,180円	2,190円	1,660円	2,670円	1,320円
45－49歳	1,620円	3,090円	2,260円	3,730円	1,860円
50－54歳	1,980円	3,810円	2,740円	4,570円	2,390円
55－59歳	2,690円	5,240円	3,730円	6,280円	3,370円
60－64歳	4,100円	8,040円	5,560円	9,500円	5,110円
65－69歳	5,490円	10,830円	7,320円	12,660円	6,960円
70－74歳	7,440円	14,710円	9,290円	16,560円	9,520円
75－79歳	8,350円	16,540円	10,520円	18,710円	11,110円
80－84歳	9,730円	19,280円	12,320円	21,870円	13,170円
85－89歳	10,750円	21,320円	13,700円	24,270円	14,850円

●保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢（2026年4月1日時点の年齢をいいます。）によって異なります。
●保険料には、制度運営費100円が含
●会員名（加入者）、引落口座が同一で保険の対象となる方（被保険者）が2名以上ご加入の場合は、制度運営費は一口座あたり100円となります。
●ご加入口数は1口のみです。
※ご加入後または更新時にがん通院保険金日額・がん通院延長保険金日額を変更された場合で、変更日をまたぐ通院のご請求があるときは、変更日以前の通院に対してお支払いする保
みます。）についても保険金日額の変更が影響することがあります。特に保険金日額を減額される場合、変更日以前の通院に対しても減額後の保険金日額でのお支払いとなることがあり

)】

一時金プラン

おすすめ

補償の詳細は4ページ	Gプラン	Hプラン	Iプラン	Jプラン	Fプラン
	保険金額				
がん診断保険金額	30万円	50万円	30万円	50万円	100万円
がん入院保険金日額	—	—	—	—	1万円につき
がん手術保険金額	—	—	—	—	10・20・40万円種類により
がん通院保険金日額	—	—	—	—	5,000円につき
がん通院延長保険金日額	—	—	—	—	5,000円
がん先進医療保険金額	—	—	—	—	万円限度
がん生活支援保険金額	第1回 10万円、第2回以後 30万円		第1回 10万円、第2回以後 30万円		—
がん重度一時金額＋がん成年後見費用等保険金額	—	—	100万円		万円
			10万円限度		万円限度
年　齢	保険料（月額）				
5－9歳	180円	190円	200円	210円	300円
10－14歳	220円	250円	240円	270円	340円
15－19歳	190円	210円	210円	230円	310円
20－24歳	140円	150円	160円	170円	310円
25－29歳	250円	300円	280円	330円	590円
30－34歳	390円	480円	440円	530円	1,010円
35－39歳	660円	830円	750円	920円	1,660円
40－44歳	930円	1,160円	1,070円	1,300円	2,330円
45－49歳	1,230円	1,550円	1,470円	1,790円	3,330円
50－54歳	1,470円	1,870円	1,880円	2,280円	4,220円
55－59歳	1,950円	2,490円	2,630円	3,170円	5,920円
60－64歳	2,820円	3,660円	3,830円	4,670円	9,050円
65－69歳	3,620円	4,750円	5,090円	6,220円	12,300円
70－74歳	4,400円	6,040円	6,480円	8,120円	16,790円
75－79歳	5,030円	6,880円	7,790円	9,640円	19,300円
80－84歳	6,050円	8,300円	9,490円	11,740円	22,720円
85－89歳	6,890円	9,460円	10,990円	13,560円	25,420円

含まれます。

保険金（既に支払われた保険金を含
りますので、ご注意ください。

お手続き方法

すでにご加入いただいている方の更新手続きやプラン変更手続きについては、更新時に同封している更新案内をご確認ください。Webで加入手続きをされた方は、「ミライロ保険一斉募集開始のお知らせ」の募集案内メールをご確認ください。

1 保険の対象となる方（被保険者）の条件を確認する

デジタル障害者手帳「ミライロID」をダウンロードして、障害者手帳をご登録されている方（ミライロIDの利用者）がご加入できます。

保険の対象となる方（被保険者）ご本人 *1

①ミライロIDの利用者
②ミライロIDの利用者の配偶者*2
③ミライロIDの利用者のお子様
④ミライロIDの利用者と配偶者*2のご両親
⑤ミライロIDの利用者と配偶者*2のご兄弟
⑥ミライロIDの利用者と同居されているご親族（6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます（配偶者を含みません。））

*1 満5歳以上満89歳以下の方に限ります。（2026年4月1日時点の年齢をいいます。）加入依頼書等に「保険の対象となる方（被保険者）ご本人」として記載された方をいいます。
*2 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。なお、以下の要件を全て満たすことが書面等により確認ができる場合に限ります。婚約とは異なります。
①婚姻意思*3を有すること。 ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。
*3 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

2 （「ミライロID」をご利用されていない場合）「ミライロID」をダウンロードし、障害者手帳を登録する

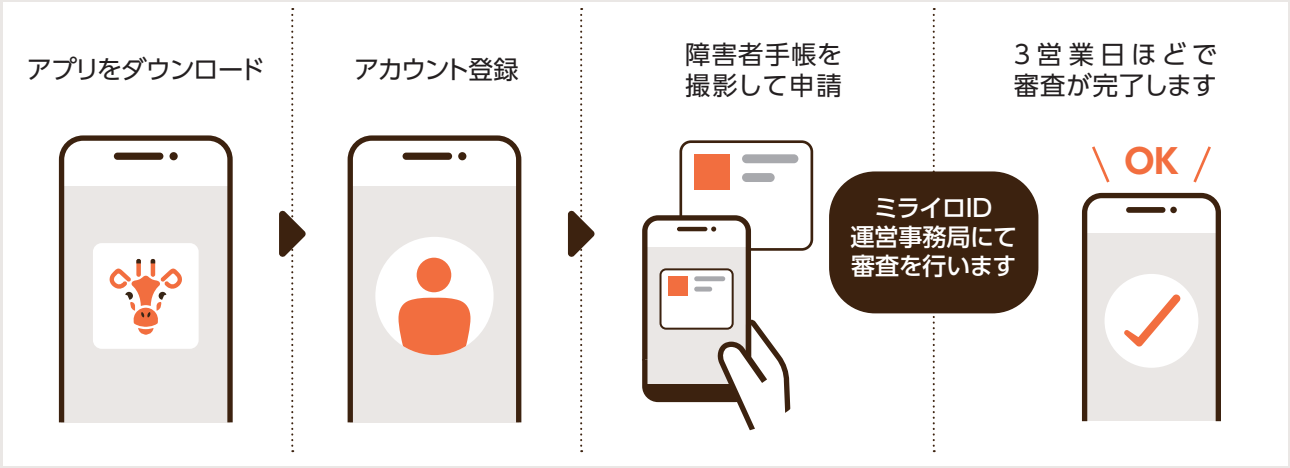

障害者手帳を、あなたのスマホへ。
MIRAIRO ID

アプリのダウンロードはアプリストアから!

3 加入手続きをする

「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項（意向確認事項）」を必ずご確認ください。

郵送で加入手続きをする場合

①パンフレットに記載されている補償内容を十分にご確認ください。
②同封の「加入依頼書」に必要事項をご記入ください。
③「E.保険会社提出用」「F.保険会社提出用（原票）」「G.代理店写」の3枚を、同封の返信用封筒でご返送ください。

Webで加入手続きをする場合

Web でご加入できないケース

以下の方が、代理手続き、代理告知をする場合は**Web上でのお手続きはできません。加入依頼書（郵送）にてお手続きください。**

被保険者の別居のご家族（配偶者を除く）、成年後見人、保佐人・補助人、施設の職員・従業員

1

2026年2月28日までに手続きする場合

URL http://ezoo.jp/ds2/A010994A00022604

2026年3月1日以降に手続きする場合

URL http://ezoo.jp/ds5/A010994A000226042511

2

「お名前(漢字・フリガナ)」「ご加入者の生年月日」「電話番号(ハイフンなしの「ミライロID」に登録している携帯電話番号)」をご入力ください。

3

「お手続きはこちらから」よりすぐにお手続きできます。

ご注意

- 紙の加入依頼書とe-CHOICEの二重申込にならないよう、お手続きは紙の加入依頼書かe-CHOICEのどちらか1回でお願いします。
- メールが届かない場合は、お客様端末のセキュリティや迷惑メールのフィルター設定が原因の場合もありますので「echolce-service@tmnt.jp」の受信許可をお願いします。
- 「申し込みます」ボタンを押下した後は修正ができませんのでご注意ください。やむを得ず修正をご希望される場合は代理店までご連絡ください。
- 募集期間終了後の内容変更はできかねますのでご了承ください。

よくあるご質問

ご不明な点がありましたら、パンフレット裏面のお問い合わせ先（ぜんち共済）までご連絡ください。

Q1 「ミライロIDの利用者」以外も加入できますか？

A1 加入できません。「ミライロID」にご登録後、加入することが可能です。（「ミライロIDの利用者」ご本人が加入者となり、そのご家族を保険の対象となる方（被保険者）ご本人とすることができます。詳しくは7ページ「保険の対象となる方（被保険者）ご本人」をご確認ください。）

Q2 「ミライロIDの利用者」とはどのような状態を指しますか？

A2 「ミライロID」をダウンロードして、障害者手帳を登録している状態を指します。

Q3 「ミライロID」の利用をやめた場合はどうなりますか？

A3 毎年、保険始期時点で「ミライロIDの利用者」かどうかの確認を行います。「ミライロIDの利用者」でなくなった場合はご継続できません。

Q4 加入する場合は医師の診査が必要ですか？

A4 不要です。簡単な健康状態告知のみで申込みいただけます。加入依頼書等に健康状態を正しくお答えください。なお、告知いただいた内容によっては、ご加入をお断りすることがあります。

Q5 今までに医師にがんと診断されたことがあるが、加入はできますか？

A5 今までに「がん」または「上皮内がん」と医師に診断された方は新規加入や補償アップでのご加入はいただけません。

Q6 加入時の保険料がずっと続くのですか？

A6 5歳毎に保険料が変更になります。なお、割引率が変更、保険料率の改定等により、保険料が変更になる場合があります。詳しくは5・6ページ「保険料（月額）」をご確認ください。

Q7 どのような「がん」が補償の対象となりますか？

A7 上皮内がん等の初期のがんから、がんを幅広く補償します。詳しくは12ページ「補償の概要等」をご確認ください。

Q8 がん診断保険金の支払いの後、がんが再発・転移したり、新たながんになった場合、診断保険金は支払われますか？

A8 一旦治癒・寛解した後、がんが再発・転移したと診断確定されたとき、原発がんとは関係なく、がんが新たに生じたと診断確定された場合はがん診断保険金をお支払いします。ただし、がん診断保険金のお支払いは保険期間を通じて1回に限ります。また、支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは、がん診断保険金をお支払いできません。

Q9 保険期間の途中からでも加入はできますか？

A9 加入できます。補償期間は加入手続きの2ヵ月後の1日午後4時から、2027年4月1日午後4時までです。

Q10 保険料の支払方法を教えてください。

A10 補償開始月の2ヵ月後以降、毎月27日に銀行口座引落（ゆうちょ銀行含む）となります。保険料引落ができなかった場合、翌月27日に翌月請求分と併せて2回分の保険料を引落ます。

お申し込みから保険料お支払いまでのスケジュール

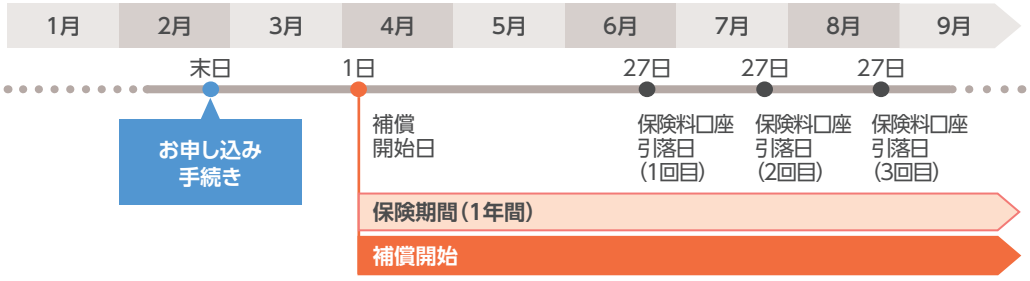

※中途加入の場合は毎月月末までにお申し込み手続きが必要です。補償開始日は2ヵ月後月の1日となります。
初回の保険料口座引落日は補償開始2ヶ月後の27日となります。以降毎月27日（土日祝日の場合、翌営業日）に振り替えます。

Q11 2ヵ月連続して保険料を引落できなかった場合、どうなりますか？

A11 3ヵ月目の末日までに、未払保険料の全額を払込みしていただきます。未払保険料の全額の払込がない場合は集金不能日に遡って解除されます。なお、振込がない間に保険金支払事由が発生した場合は免責となります。

Q12 保険料は掛け捨てですか？

A12 ご加入いただきやすい保険料設計のため、保険料は掛け捨ての商品になります。

Q13 保険料の引落口座の登録方法を教えてください。

A13 保険引受後に取扱代理店より「Web口座振替お申込み手続きのご案内」を送付しますので、二次元コードを読み取りお客様ご自身でお手続きください。

Q14 加入者証はいつ頃届きますか？

A14 補償開始日までにご加入者住所宛に発送します。

Q15 終身保険ですか？

A15 終身保険ではありません。1年契約です（89歳まで更新可能）。

Q16 保険金の支払いの後、更新は可能ですか？

A16 更新は可能です。ただし、保険金支払い事由が発生している場合はプラン変更はできません。

Q17 成年後見人・保佐人・補助人が代理手続きする場合は必要書類がありますか？

A17 成年後見人・保佐人・補助人が代理手続きする場合は追加で「登記事項証明書（本紙）」または「後見人審判書（コピー）」の発行6ヵ月以内の書類が必要になります。

Q18 生命保険控除証明書は発行されますか？

A18 生命保険控除証明書は加入者（ミライロIDの利用者）宛に発行されます。ただし、「がん成年後見費用等補償特約の保険料」および「制度運営費」は控除対象外になります。

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！　東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。
※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

メディカルアシスト　自動セット

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

■緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

■医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

■予約制専門医相談*2

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

■がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

■転院・患者移送手配*1

転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。

●受付時間

24時間365日

0120-708-110

※正確なお客様対応を行うため、発信者番号を非通知に設定されている場合は、電話番号の最初に「186」をダイヤルしてからおかけください。

＊1 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。　＊2 予約制専門医相談は、事前予約が必要です（予約受付は、24時間365日）。

デイリーサポート　自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。

■法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

ホームページアドレス
www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html

※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

■社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。

※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

■暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

●受付時間（いずれも土日祝・年末・年始を除く）

■暮らしの情報提供　午前10時～午後4時
■税務相談　午後2時～午後4時
■法律相談
■社会保険に関する相談
午前10時～午後6時

0120-285-110

介護アシスト　自動セット

お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。

■電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続き、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続き、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。
認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム＊1」をご利用いただくことも可能です。

■各種サービス優待紹介*2

「家事代行」「食事宅配」「住宅リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。＊3
※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

■インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。

ホームページアドレス
www.kaigonw.ne.jp

●受付時間（いずれも土日祝・年末・年始を除く）

■電話介護相談　■各種サービス優待紹介　午前9時～午後5時

0120-428-834

＊1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内等を行います。
＊2 本サービスは、サービス対象者（「ご注意ください」をご参照ください。）に限りご利用いただけます。
＊3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

ご注意ください（各サービス共通）

・ご相談のご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限ります。
・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方（法人は除きます。）、またはそれらの方の配偶者＊1・ご親族＊2の方（以下サービス対象者といいます。）のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象（事業活動等を除きます。）とし、サービス対象者からの直接の相談に限ります。
・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
・メディカルアシストおよび介護アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。

＊1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚約とは異なります。
＊2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

団体総合生活保険　【がん補償】　補償の概要等

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」等をご確認ください。
※補償の概要等はご加入いただく補償に関する概要を記載しているものであり、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等でご参照ください（ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。）。

保険の対象となる方ががん*1と診断確定された場合や、その治療のため入院・手術をされた場合等（介護医療院における入院・手術等を除きます。）に保険金をお支払いします。
この補償については、死亡に対する補償はありません。
がん*1と診断確定されたときに、がん*1以外の身体に生じた障害の影響等によって、がん*1の病状が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。詳細は《お問い合わせ先》までご連絡ください。

*1 補償対象となる「がん」とは、以下のものをいいます。がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。

［悪性新生物および上皮内新生物のことをいい、具体的には、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD－10（2013年版）準拠」および厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）編「国際疾病分類ー腫瘍学（NCC監修）第3.1版」に定められた内容によるものとします。また、良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は、この保険の補償対象となりません。
なお、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」または「国際疾病分類ー腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合*2で、新たに「悪性新生物」または「上皮内新生物」に分類された疾病があるときには、その疾病を補償対象に含みます。］

*2 国立がん研究センターが公表している「国際疾病分類腫瘍学第3.2版（ICD-O-3.2）院内がん登録実務用」等は含みません。

【ご注意】初年度契約の保険始期前にがんと診断確定されていた場合は、ご加入者、保険の対象となる方または保険金受取人のその事実の知、不知にかかわらず、ご加入は無効となり、保険金をお支払いできません（この場合、お支払いいただいた保険料を返還できないことがあります。）。

<table>
<tr><th colspan="2"></th><th>保険金をお支払いする主な場合</th></tr>
<tr><td rowspan="4">がん補償基本特約＋がん通院保険金の対象期間延長特約（三大治療用）</td><td>がん診断保険金</td><td>保険期間中に以下のいずれかの状態に該当した場合
●初めてがんと診断確定された場合
●この保険契約が継続契約である場合において、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約）から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中に既に診断確定されたがん（原発がん）を治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発または転移したと診断確定されたとき
●原発がんとは関係なく、がんが新たに生じたと診断確定された場合
▶がん診断保険金額をお支払いします。
ただし、がん診断保険金のお支払いは、保険期間を通じて1回に限ります。また、支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは、がん診断保険金をお支払いできません。</td></tr>
<tr><td>がん入院保険金</td><td>がんと診断確定され、その診断確定されたがんによって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院（日帰り入院を含みます。）を開始された場合
▶がん入院保険金日額に入院期間を乗じた額をお支払いします。
※がん入院保険金が支払われる期間中、さらにがん診断保険金の支払事由に該当しても、がん入院保険金は重複してはお支払いできません。</td></tr>
<tr><td>がん手術保険金</td><td>がんと診断確定され、その治療のため、保険期間中に所定の手術を受けられた場合
▶手術の種類に応じてがん入院保険金日額の10倍、20倍または40倍の額をお支払いします。
ただし、時期を同じくして*1 2種類以上の手術を受けた場合には、倍率の最も高い手術についてのみお支払いします。
*1 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。
〈対象となる手術および倍率表〉
<table>
<tr><th>手術の種類</th><th>倍率</th></tr>
<tr><td>1.悪性新生物根治手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術を除く。）</td><td>40</td></tr>
<tr><td>2.悪性新生物温熱療法（施術の開始日から60日の間に1回のがん手術保険金の支払を限度とする。）</td><td>10</td></tr>
<tr><td>3.ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる悪性新生物手術（検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回のがん手術保険金の支払を限度とする。）</td><td>10</td></tr>
<tr><td>4.その他の悪性新生物手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術を除く。）</td><td>20</td></tr>
<tr><td>5.悪性新生物根治放射線照射（悪性新生物の治療を目的とした照射で、施術の開始日から60日の間に1回のがん手術保険金の支払を限度とする。）</td><td>10</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>がん通院保険金・がん通院延長保険金</td><td>・がん通院保険金
がんと診断確定され、保険期間中にがん入院保険金のお支払対象となる入院（日帰り入院を含みます。）を開始し、以下の条件のすべてを満たす通院（往診を含みます。）をされた場合
■診断確定されたがんによって医師等の治療を必要としている期間内に行われた通院であること
■入院の原因となったがんの治療のための通院であること
■入院の開始日の前日からその日を含めて遡及して60日以内（入院前通院期間）または退院日の翌日からその日を含めて365日以内（退院後通院期間）に行われた通院であること
▶がん通院保険金日額に通院日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。
・がん通院延長保険金
がんと診断確定され、保険期間中に以下の条件を満たす三大治療*1のための通院（往診を含みます。）をされた場合
■診断確定されたがんによって医師等の治療を必要としている期間内に行われた通院であること
▶がん通院延長保険金日額に通院日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。
※がん通院保険金およびがん通院延長保険金は、がん入院保険金と重複してはお支払いできません。
※がん通院保険金は、退院後通院期間中に新たに入院（日帰り入院を含みます。）をされ、入院前通院期間と退院後通院期間に重複する期間があったとしても、重複してはお支払いできません。
※がん通院延長保険金は、がん通院保険金が支払われる日の通院（更新前契約で支払われる通院を含みます。）に対しては、重複してはお支払いできません。
*1 「三大治療」とは、手術、放射線治療、抗がん剤治療をいいます。</td></tr>
</table>

	保険金をお支払いする主な場合
がん補償基本特約＋がん通院保険金の対象期間延長特約（三大治療用） **がん重度一時金**	がんと診断確定され、保険期間中に以下のいずれかの状態になった場合 ●その病状が初めて重度状態＊1と診断確定された場合 ●この保険契約が継続契約の場合において、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約）から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中に既に重度状態＊1と診断確定されたがんが、治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発または転移し、再び重度状態＊1と診断確定されたとき ▶がん重度一時金額をお支払いします。 ただし、がん重度一時金のお支払いは、保険期間を通じて1回に限ります。また、支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは、その診断確定についてはがん重度一時金をお支払いできません。 ＊1 国際対がん連合（UICC）の定めるTNM分類等の病期分類において、がんの進行度がステージⅣに該当すると診断確定された状態をいいます。
がん先進医療特約	がんと診断確定され、その治療のため、保険期間中に先進医療＊1を受けられた場合 ▶先進医療＊1にかかわる技術料＊2について保険金をお支払いします。 ただし、保険期間を通じて、がん先進医療保険金額を限度とします。 ＊1「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養＊3を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養＊3は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。 ＊2 次の費用等、先進医療にかかわる技術料以外の費用は含まれません。 i.公的医療保険制度に基づき給付の対象となる費用（自己負担部分を含む） ii.先進医療以外の評価療養のための費用 iii.選定療養のための費用 iv.食事療養のための費用 v.生活療養のための費用 ＊3 次のいずれかに該当するものをいいます。 i.診察 ii.薬剤または治療材料の支給 iii.処置、手術その他の治療
がん成年後見費用等補償特約	東京海上日動は、保険の対象となる方が「がん重度一時金をお支払する場合」に該当したことを直接の原因として、親族を成年被後見人等とする成年後見人等＊1が選任された場合または親族を本人とする任意後見契約を締結した場合は、被保険者またはその親族が保険期間中に下表の費用を負担することによって被る損害に対して、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される特約にしたがい、10万円を限度としてその費用の負担者に、保険金を支払います。 ① 申立手数料、登記手数料、鑑定費用、収入印紙代、診断書作成費用等の成年後見等の申立手続に関する費用 ② 任意後見契約公正証書作成に必要な費用 ③ 法律相談費用＊2 ④ 成年後見等＊3の代理申立および任意後見契約公正証書作成の代理手続に関する費用 ＊1 成年後見人等とは、民法に規定される成年後見人（成年後見監督人を含みます）、保佐人（保佐監督人を含みます）または補助人（補助監督人を含みます）をいい、家庭裁判所から選任された者に限ります。 ＊2 法律相談費用とは、法律相談の対価として弁護士、司法書士または行政書士に対して、東京海上日動の承認を得て支出する費用をいいます。 ＊3 成年後見等とは、民法に規定される後見、保佐または補助をいいます。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。
がん生活支援特約	●第1回がん生活支援保険金 保険期間中にがんと診断確定された場合 ▶第1回がん生活支援保険金額をお支払いします。 ●第2回以後がん生活支援保険金 てん補期間＊1中に、がんの治療を直接の目的として毎年以下の治療を受けた場合 ■手術　■放射線治療　■抗がん剤治療　■造血幹細胞移植 ▶第2回以後がん生活支援保険金額をお支払いします。 ただし、保険金支払基準日＊2から翌年の応当日の前日までの間に上記いずれかの治療を受けなかった場合は、保険金をお支払いしません。その翌年度以降の保険金支払基準日＊2から翌年の応当日の前日までの間に上記いずれかの治療を受けた場合は、保険金のお支払いを再開します。この場合も、てん補期間＊1は1回目の保険金支払基準日＊2から通算した期間となります。 ＊1 第1回がん生活支援保険金の保険金支払事由に該当したその日から起算して10年後の応当日（10回目の保険金支払基準日＊2）の前日までをいいます。 ＊2 1回目は最初に保険金を支払うべきがんと診断確定された日、2回目以降は1回目から数えて翌年以降の毎年の応当日をいいます。

【「がん先進医療特約」における粒子線治療＊1費用のお支払いについて】
一定の条件＊2を満たす場合に、東京海上日動から治療を実施した医療機関へ粒子線治療＊1にかかる技術料相当額を照射日以降に直接お支払いできる場合があります。
事前のお手続きが必要になるため、遅くとも治療開始の3週間前までに《お問い合わせ先》までご連絡ください（医療機関ではなく、お客様にお支払いすることもできます。）。
＊1「粒子線治療」とは、重粒子線治療、陽子線治療をいいます。
＊2「一定の条件」とは、以下の条件等をいいます。詳細は《お問い合わせ先》までご連絡ください。
・粒子線治療＊1が「がん先進医療特約」のお支払対象となる先進医療であること。
・責任開始日から1年以上継続してご加入いただいていること。
・粒子線治療＊1開始前に保険金のお支払対象であることが確認できること。
※変更・中止となる場合があります。

このパンフレットは団体総合生活保険がん補償の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

重要事項説明書〔契約概要・注意喚起情報のご説明〕
ミライロ保険にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族を保険の対象となる方とする場合等、ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。
※ご不明な点や疑問点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

◆マークのご説明

契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

Ⅰ ご加入前におけるご確認事項

1.商品の仕組み 契約概要

この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。

この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消しさせていただくことがあります。

2.基本となる補償および主な特約の概要等 契約概要 注意喚起情報

基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3.補償の重複に関するご注意 注意喚起情報

以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください*2。

●がん成年後見費用等補償特約

*1 団体総合生活保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。

*2 1契約のみにセットされる場合、将来、そのご契約を解約されたときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

4.保険金額等の設定 契約概要

（金融庁ホームページ）

この保険の保険金額はあらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html）等をご確認ください。

5.保険期間および補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報

ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金のお支払い対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

6.保険料の決定の仕組みと払込方法等

（1）保険料の決定の仕組み 契約概要

保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

※保険料の割増引率については東京海上日動が保険料を算出する際に適用する値であり、割増引の適用前後の保険料較差とは異なる場合があります。

（2）保険料の払込方法 契約概要 注意喚起情報

払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

（3）保険料の一括払込みが必要な場合について 注意喚起情報

（※団体構成員またはそのご家族等から、ご加入者を募集する所定の団体契約で、保険料負担者がご加入者のご契約が対象となります。）

ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

①脱退により、その構成員でなくなった場合

②ご加入者の加入部分*1に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合　等

※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生した場合、その後、ご契約者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。

ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分*1について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただくことや、ご加入者の加入部分*1を解除することがありますのでご注意ください。

※がん補償が解除となった後、新たにご加入される場合には、新たなご加入について、保険の対象となる方の健康状態等によりお引受けをお断りさせていただくことがあります。その他ご注意いただきたい内容につきましては、「Ⅱ-1告知義務」をご確認ください。

*1 ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての補償をいいます（例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない補償だけでなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての補償が対象となります。）。

7.満期返れい金・契約者配当金 契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

Ⅱ ご加入時におけるご注意事項

1.告知義務 注意喚起情報

加入依頼書等に★のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）ですので、正確に記載してください（東京海上日動の代理店には、告知受領権があります。）。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

なお、告知事項は、お引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、★のマークが付された事項が告知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの告知事項は次頁をご確認ください（項目名は補償によって異なることがあります。）。また、ご加入後に加入内容変更として次頁の補償を追加する場合も同様に、変更時点での次頁の事項が告知事項となります。

［告知事項一覧］★:告知事項

項目名＼基本補償・特約	がん補償
生年月日	★
性　別	★
職業・職務	―
健康状態告知*1	★

※「他の保険契約等*2」を締結されている場合はその内容についても告知事項（★）となります。

*1 新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合のみとなります。

*2 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができないときがあります。

［「告知」（健康状態告知書）］

①告知義務について

保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方等が他の方と同じ条件でご加入されますと、保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入にあたっては、必ず保険の対象となる方ご自身*3が、過去のご病気やケガ、現在の健康状態、身体障害の状態等について「健康状態告知書」で東京海上日動がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくご回答ください。

*3 保険の対象となる方（障害のある方）の代理として告知されるご親族、親権者、成年後見人、保佐人、補助人、保険の対象となる方が入所する施設の職員・従業員等も含みます。

②過去に病気やケガをされたことがある方等への引受対応について

東京海上日動では、ご加入者間の公平性を保つため、お客様のお身体の状態に応じた引受対応を行うことがあります。過去に病気やケガをされたことがある場合等にはお引受けできないことがあります。

③告知が事実と相違する場合

告知していただく事柄は、告知書に記載してあります。もし、これらについて、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日*4から1年以内であれば、東京海上日動は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります*5。

●責任開始日*4から1年を経過していても、保険金の支払事由が1年以内に発生していた場合には、ご加入を解除することがあります。

●ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません*6（ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金をお支払いすることがあります。）。

*4 ご加入を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日をいいます。

*5 更新時に補償内容をアップされた場合は、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。

*6 更新時に補償内容をアップされた部分を解除した場合は、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いすることはできません。

〈前記以外で、保険金をお支払いできない場合〉

前記のご加入を解除させていただく場合以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消し等を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にもご加入を取消し等させていただくことがあります。

（例）「現在の医療水準では治ゆが困難な病気・症状について故意に告知されなかった場合」等

④告知内容の確認について

保険金のご請求等の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

2.クーリングオフ 注意喚起情報

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

3.保険金受取人 注意喚起情報

保険金受取人は保険の対象となる方（被保険者）ご本人となります。なお、保険金受取人を特定の方に指定する場合は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください（原則として親族の中から、1名を選択してください。指定がない場合、保険金は保険の対象となる方にお支払いします。）。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

4.現在のご加入の解約・減額を前提とした新たなご契約のご注意 注意喚起情報

現在のご加入を解約、減額等をすることを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。

・補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

・新たにご加入の保険契約の保険料については、団体契約の始期日時点の保険の対象となる方の年齢により計算されます。

・新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。

・保険の対象となる方の健康状態等により、お引受けをお断りする場合があります。

・新たにご加入の保険契約に対しても告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による取消しが適用される場合があります。

・新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。

・新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なることがあります。この場合、現在のご加入を解約すると補償のない期間が発生することがあります。

Ⅲ　ご加入後におけるご注意事項

1.通知義務等 注意喚起情報

［その他ご連絡いただきたい事項］

ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。

［ご加入後の変更］

●ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までは補償を継続することが可能なケースがありますので、《お問い合わせ先》までご連絡ください。
ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、《お問い合わせ先》の担当者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

●がん通院保険金日額・がん通院延長保険金日額を変更された場合で、変更日をまたぐ通院のご請求があるときは、変更日以前の通院に対してお支払いする保険金（既に支払われた保険金を含みます。）についても保険金日額の変更が影響することがあります。特に保険金日額を減額される場合、変更日以前の通院に対しても減額後の保険金日額でのお支払いとなることがありますので、ご注意いただきますようお願いいたします。

2.解約されるとき 契約概要 注意喚起情報

ご加入を解約される場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

・ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求*1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。

・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間*2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。

・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

*1 解約日以降に請求することがあります。

*2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3.保険の対象となる方からのお申出による解約 注意喚起情報

保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、《お問い合わせ先》までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願いいたします。

4.満期を迎えるとき 契約概要

[保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合]

●保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りさせていただくことや、引受条件を制限させていただくことがあります。

●東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

[更新後契約の保険料]

保険料は、補償ごとに、更新日現在の年齢および保険料率等によって計算します。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

[更新後契約の補償内容を拡充する場合]

更新時に保険の対象となる方の追加や保険金額の高いタイプへの変更、口数の増加等、補償内容をアップする場合には、再度告知が必要となります。正しく告知をいただけない場合には、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。ご加入を解除する場合、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いできないことがあります。

[更新後契約の補償内容を縮小する場合]

がん補償において、がん通院保険金日額・がん通院延長保険金日額を減額された場合で、変更日をまたぐ通院のご請求があるときは、変更日（更新後契約の始期日）以前の通院に対しても減額後の保険金日額でのお支払いとなることがありますので、ご注意ください。

[保険金請求忘れのご確認]

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

[更新加入依頼書等記載の内容]

更新加入依頼書等に記載しているご加入者（団体の構成員）の氏名（ふりがな）、所属等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

[ご加入内容を変更されている場合]

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

Ⅳ その他ご留意いただきたいこと

1.個人情報の取扱い 注意喚起情報

●保険契約者である企業または団体は東京海上日動火災保険株式会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。東京海上日動火災保険株式会社および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること

②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること

③東京海上日動火災保険株式会社と東京海上グループ各社または東京海上日動火災保険株式会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること

④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること

⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ（www.tokiomarine-nichido.co.jp）および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2.ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

●以下に該当する事由がある場合、ご加入は無効になります。

①この保険が継続されてきた最初のご加入（初年度契約といいます。）の保険始期前に、保険の対象となる方ががんと診断確定されていた場合

②保険金受取人を保険の対象となる方以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかったとき（その保険の対象となる方を保険金受取人にする場合は除きます。）

●ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。

●その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3.ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。

※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

4.保険会社破綻時の取扱い等 注意喚起情報

●引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

●引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、下表のとおりとなります。

補償内容	経営破綻した場合等のお取扱い
がん補償	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。

5.その他ご加入に関するご注意事項

●東京海上日動代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結･契約の管理業務等の代理業務を行っております。
したがいまして、東京海上日動代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。

●加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレット等および加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。

●ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理･代行を行います。引受保険会社については、パンフレット等をご確認ください。

6.事故が起こったとき

●事故が発生した場合には、30日以内に《お問い合わせ先》までご連絡ください。

●保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
･印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
･東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等（からだに関する補償においては、東京海上日動の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。）
･他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類
･東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書

●保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者＊1または3親等内のご親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。

＊1 法律上の配偶者に限ります。

●保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金のご請求をされる場合は、以下の点についてご了承ください。
･保険金をお支払いした場合、保険の対象となる方には原則その旨のご連絡はいたしませんが、保険金のお支払後に、保険の対象となる方（またはご加入者）からご加入内容についてご照会があったときは、保険金をお支払いした旨回答せざるを得ないことがあります。このため、保険の対象となる方（またはご加入者）に傷病名等を察知される可能性があります。
･保険金のご請求があったことを保険の対象となる方（またはご加入者）が知る可能性がある具体的事例は以下のとおりです。
1.保険の対象となる方（またはご加入者）が東京海上日動にご加入内容をご照会された場合
2.特約の失効により、ご加入者が保険料の減額を知った場合
3.ご加入者がご加入内容の変更手続きを行う場合
本内容については、ご家族の皆様にご説明ください。

●保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。

●損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。

7.がん成年後見費用等補償特約を請求するとき

●がん成年後見費用等補償特約を付帯している場合で、成年後見人等が選任された場合または任意後見契約を締結した場合は、成年後見人等が選任された日または任意後見契約を締結した日からその日を含めて30日以内に、成年後見人等の選任または任意後見契約の締結に関する内容等の詳細を東京海上日動にご連絡ください。

●保険金のご請求にあたっては、当会社が特に必要とする書類または証拠をご提出いただく場合があります。

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載するものではなく、ご加入内容は、普通保険約款･特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等でご参照ください（ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。）。

保険の内容に関するご意見･ご相談等	指定紛争解決機関
東京海上日動火災保険株式会社 保険の内容に関するご意見･ご相談等はパンフレット等記載の《お問い合わせ先》にて承ります。	**一般社団法人日本損害保険協会そんぽADRセンター** 東京海上日動火災保険（株）は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。 東京海上日動火災保険（株）との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。 詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。 （https://www.sonpo.or.jp/）
事故受付センター（東京海上日動安心110番） **0120-720-110** 受付時間:24時間365日	ナビダイヤル **0570-022808**〈通話料有料〉 IP電話からは**03-4332-5241**をご利用ください。 受付時間:平日午前9時15分～午後5時 （土日祝･年末･年始はお休みとさせていただきます。）

東京海上日動のホームページのご案内 ▶ www.tokiomarine-nichido.co.jp

インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することにかえて、画面上に入力してください。また、本説明書中の「健康状態告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

ご加入内容確認事項【意向確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。
お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。
なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット･重要事項説明書等でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。

□保険金をお支払いする主な場合　□保険金額、免責金額（自己負担額）　□保険期間
□保険料･保険料払込方法　□保険の対象となる方

2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

□加入依頼書等の「生年月日」または「満年齢」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか?

●『健康状態告知が必要な場合のみ』ご確認ください。
□保険の対象となる方*1によって「健康状態告知」欄に正しく告知いただいていますか?

□加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか?

*1 保険の対象となる方（障害のある方）の代理として告知される親権者、ご親族、成年後見人、保佐人、補助人、保険の対象となる方が入所する施設の職員･従業員等も含みます。

3. 重要事項説明書の内容についてご確認いただけましたか?

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務･通知義務等」、「補償の重複に関するご注意*2」についてご確認ください。

*2 例えば、がん成年後見費用等補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

必ずお読みください

2025年11月

団体総合生活保険の
2025年10月1日以降始期契約のご加入者様

東京海上日動火災保険株式会社

団体総合生活保険　商品改定のご案内

拝啓　時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。弊社業務に関しましては、毎々格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　現在ご加入いただいております団体総合生活保険について、2025年10月1日以降始期契約より商品を改定させていただきます。つきましては、以下のとおり改定の内容をご案内いたしますので、ご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。
　なお、保険料等が変更となる場合がございますので、募集パンフレットおよび加入依頼書等を併せてご確認いただき、ご不明な点や詳細につきましては代理店または東京海上日動までお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

敬具

■ がん補償の主な改定点

改定項目	概　　要
がん通院補償の一本化および保険料改定	①補償パターンの一本化 抗がん剤治療の増加や平均入院日数の短縮といった昨今のがんの治療実態を踏まえ、お客様にとって必要な通院補償をわかりやすくお届けするために、通院補償を「三大治療（手術、放射線治療、抗がん剤治療）のための通院」や「短期入院の前後の通院」についても補償できる充実した補償パターン（「がん補償基本特約」＋「がん通院保険金の対象期間延長特約（三大治療用）」）に一本化します。 ②保険料の改定 がん通院補償の収支状況が良好であることを踏まえ、保険料を引き下げます。 ※改定前の補償パターンおよび年齢区分によ って は保険料引上げとなる場合があります。
「がん診断保険金」等の保険料改定	がん罹患率の上昇に伴う「がん診断保険金」等の収支状況の悪化等を踏まえ、今後も安定的にお客様に補償を提供し続けるために、「がん補償基本特約」の「がん診断保険金」等の保険料を引き上げます。 ※年齢区分によっては保険料引下げとなる場合があります。
「抗がん剤」の定義の改定	抗がん剤として治療に使用される医薬品をより広く補償するため、約款上の「抗がん剤」の定義を改定します。 <対象特約> がん生活支援特約

このご案内は、2025年10月1日以降始期の団体総合生活保険の改定の概要を記載しているものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しい補償内容等については「約款」に記載していますので、必要に応じて東京海上日動のホームページ等でご参照ください。ご不明な点等がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

障害がある人の移動や生活をもっと便利に、もっと自由に。

MIRAIRO ID をダウンロード

● デジタル障害者手帳「ミライロID」は無料でダウンロードできます。

保険内容や加入手続きに関するお問い合わせ先

■取扱代理店

ぜんち共済株式会社

〒102-0073　東京都千代田区九段北3-2-5　九段北325ビル4階
TEL：03-6910-0850　FAX：03-6910-0851

mail：gan@z-kyosai.com

0120-322-150

（営業時間 平日9:00～17:00（土日・祝日・年末年始を除く））

URL：https://www.z-kyosai.com/

デジタル障害者手帳「ミライロID」に関するお問い合わせ先

■契　約　者

株式会社ミライロ

〒532-0011　大阪府大阪市淀川区西中島3-8-15
EPO SHINOSAKA BUILDING 8F

お問い合わせはミライロIDヘルプセンターまで
（右記QRコードまたは下記URLより）
URL：https://help.mirairo-id.jp/hc/ja/requests/new

■引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社

担当課 ： 公務第一部東京公務課
TEL：03-3515-4126　FAX：03-3515-4127
（営業時間 平日9:00～17:00（土日・祝日・年末年始を除く））
URL：www.tokiomarine-nichido.co.jp

■事故発生の時のご連絡先

事故受付センター（東京海上日動安心110番）
0120-720-110
受付時間:24時間365日

ぜんち共済株式会社
0120-322-150
受付時間:平日9:00～17:00（土日・祝日・年末年始を除く）

※QRコードは（株）デンソーウエーブの商標です。

この保険は、株式会社ミライロを契約者とし、デジタル障害者手帳「ミライロIDの利用者」等を保険の対象となる方とする団体総合生活保険の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として株式会社ミライロが有します。

このパンフレットは、団体総合生活保険の概要についてご紹介したものです。団体総合生活保険のご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は団体契約者にお渡ししています「普通保険約款および特約」によりますが、保険約款等の内容の確認を希望される方は団体までご請求ください。なお、ご不明な点等がある場合には、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。「ミライロ保険〈がん保険〉」は団体総合生活保険のペットネームです。

2025年12月作成　25TX-004971